

沖縄市「産婦健康診査」

沖縄市では、出産後間もない時期のお母さんのからだとこころの健康状態を確認するため、産後2週間及び産後1ヶ月の産婦健康診査を公費負担により実施します。
産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。ぜひ受診しましょう。

対象となる方

沖縄市に住民登録があり、出産後8週以内の方

(沖縄市外に転出された方は使用することができません。転出先の市町村へお問い合わせください)

受診時期と回数

出産後2週間前後及び出産後1ヶ月前後の各1回 ※受診票の有効期限は
出産後8週以内です。



健診内容

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

※上記以外の検査・治療・投薬等については公費負担対象外で自費になります。※赤ちゃん健診も対象外で自費になります。

公費負担額

1回あたり上限5,000円(5,000円を超えた分は自費になります。)

受診方法

「産婦健康診査受診票」と「親子(母子)健康手帳」を沖縄市が委託している産科・産婦人科医療機関及び助産所(*1)の窓口に提出のうえ、受診してください。

(*1)沖縄市の産婦健康診査委託医療機関等は、沖縄市ホームページ及び別紙にてご確認ください。

※委託医療機関等以外での受診は公費負担の対象とならないことがありますので、事前に希望する医療機関等にご確認ください。また、沖縄県外の医療機関等で受診される方は事前に沖縄市こども相談・健康課(下記)までご連絡ください。

産婦健康診査受診票配付方法

- ・親子(母子)健康手帳交付時に、窓口において受診票を交付します。



お問い合わせ先：沖縄市役所 こども相談・健康課

母子保健係 TEL 098-939-1252(係直通)

沖縄市産婦健康診査 Q & A

Q1 産婦健康診査とはどんな健診ですか？

A1 出産後間もない時期のお母さんのこころとからだの健康状態を確認する健診です。

Q2 どのような助成が受けられますか？

A2 沖縄市が産婦健康診査を委託した医療機関等で実施する産婦健康診査の費用について「産婦健康診査受診票」を使用することで、1人につき1回5千円を上限として助成します。

Q3 産婦健康診査費用が5千円を上回った場合はどうすればいいですか？

A3 超過分については自己負担になります（無料券ではありません）差額分は受診した医療機関等へお支払いください。産婦健康診査の費用は医療機関等によって異なります。

Q4 健診の項目はどのようなものですか？

A4 健診項目は「基本的な健診」と「こころの健康チェック」となります。

基本的な健診では、問診、診察、体重・血圧測定、尿検査を実施。こころの健康チェックでは、お母さんの気持ちなどについての質問票を記入していただきます。

Q5 「こころの健康チェック」の質問票はどこでもらえますか？

また、質問票を回答しなくても助成は受けられますか？

A5 質問票は受診する医療機関等から配付されます。「こころの健康チェック」については、実施が必須となっているため、ご回答いただけない場合は受診券の利用ができず助成はできません。

Q6 分娩した医療機関とは別の、受診券が使える医療機関で産婦健康診査を受診してもいいですか？

A6 受診を希望する産科医療機関等にご相談ください。妊娠中の経過や分娩時の状況等について、分娩した医療機関等からお伝えいただく必要があるかもしれません。

Q7 入院中に受診した場合、受診券を利用できますか？

A7 入院中は受診券を利用することができません。退院後の受診時にご利用ください。

Q8 里帰り出産（県外）予定ですが、出産する医療機関で受診券は使えますか？

A8 妊婦健診の委託医療機関であっても、産婦健診の委託医療機関ではない場合があります。その場合には受診券を使うことができませんので、事前に沖縄市へご連絡ください。

Q9 沖縄市外に転出した後、受診券は利用できますか？

A9 産婦健康診査の公費負担を実施していない市町村もあります。受診券が利用できるか、転出先の市町村へお問い合わせください。誤って使用された場合は、医療機関から産婦本人へ、費用の請求があります。

Q10 出産後、産婦健康診査の受診が遅れ、1ヶ月を過ぎてしまいました。公費負担の対象になりますか？

A10 様々な事情から、産婦健康診査の受診が遅れてしまった場合、出産後8週までに受診していれば、公費負担の対象となります。



お問い合わせ先：沖縄市役所 こども相談・健康課

母子保健係 TEL 098-939-1252（係直通）